

山LP協第 139 号

平成28年12月26日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会

会 長 福 田 誠 (印略)

パロマ製半密閉式湯沸器 (LPガス用) の回収への対応に
ついて (お願い)

平素から協会の業務運営に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについては、再三にわたり周知徹底が図られているところです。
しかしながら、現在も回収対象機器が発見される状況にあり、このような回収
機器において、万が一にも事故があってはならないことを重く受け止める必要
があります。

つきましては、会員事業所におかれましては、改めて対象機器の回収に万全
を期されるとともに、発見した場合には、直ちに使用できないように措置した
上で、パロマに連絡し回収していただくようよろしくお願いいたします。

【回収対象機器：パロマ製半密閉式湯沸器7機種 (PH-81F、PH-82F、PH-101F、
PH-102F、PH-131F、PH-132F 及び PH161-F)】

一般社団法人山口県LPガス協会

TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366

e-mail : yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

パロマ半密閉式湯沸器（LPガス用）の回収への対応について（お願い）

標記につきましては、平成18年に経産省から全国のLPガス販売事業者に対し、回収要請並びに供給開始時点検調査及び定期消費設備調査に係る月次報告要請が行われ、現在も継続しているところです。

また、平成19年には液石法施行規則の改正により、帳簿に燃焼器のメーカー名・型式・製造年月を記載することとなり、既に9年以上が経過しており、帳簿上においても回収対象機器は確認済みで、現状設置されているものはあってはならないことになっています。

さらに、経産省の液化石油ガス販売事業者等保安対策指針において「消費生活用製品安全法に基づく回収命令の対象となっているパロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器について、引き続き、空き部屋等も含め、リフォーム時や点検・調査時に遺漏なきよう回収対象機器の確認を実施すること。」という内容が記載され、対応が求められております。

そうした中、昨年も使用中の回収対象機器が発見されたことを受け、平成27年11月24日付け全L協保安27第49号において回収への対応について再々度の周知徹底方をお願いしたところです。

しかしながら、別添のとおり、本年は11月末までに昨年1年間を上回る13台が発見され、その中には機器は故障中で使用できない状態であったが、ガスが開栓状態になっていた事例があり、修理し使用された場合、生命の危険及び重大事故等に繋がる恐れがありました。

これらを踏まえ、お客様の安全を第一に様々な保安対策を実施しているLPガス業界として、このような回収対象機器において、万が一でも事故があってはいけないことを重く受け止める必要があります。

つきましては、これまでも様々な機会をとらえて対象機器の回収への対応について周知等を図っていただいているところではございますが、改めて、都道府県協会におかれましては会員に対し、直接会員におかれましては関係者に対し、あらゆる機会をとらえ、対象機器の早急な回収について周知を図り、発見した場合は直ちに使用できないようにした上でパロマへ連絡し、回収していただくよう周知徹底方よろしくお願いいたします。

以 上

発信手段：Eメール
保安部：内倉、渡辺、片岡

参考

該当製品の見分け方（パロマホームページより抜粋）

該当製品の見分け方

製品側面にある
機器型式プレートをご確認ください。

機器型式

ガス機器器具記号
PB-81F
□□ガス用
□□□□□

定電圧 单相AC 100V
定格容量 5EH/60Hz
定格消費電力 32W/38W
E2・0R-000001

パロマ

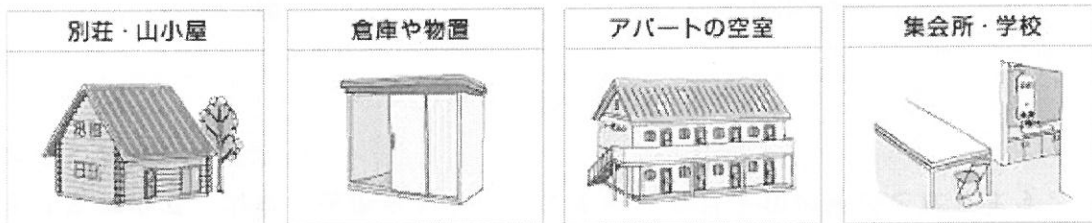
該当製品の機器型式一覧

※下記型式末尾（ ）付を含む

PH-81F	PH-82F
PH-101F	PH-102F
PH-131F	PH-132F
PH-161F	
PA-108FE (東京ガスブランド)	
PA-113FE (東京ガスブランド)	
PICM-250 (東邦ガスブランド)	
KPA-608F (北海道ガスブランド)	
KPA-610F (北海道ガスブランド)	
KPA-613F (北海道ガスブランド)	

該当製品に関しましては、現行の同等製品への無償交換、またはお引取り（1台あたり本体価格の半額をお支払い致します）をさせていただいております。

この様な場所にお心当たりはございませんか？いま一度ご確認をお願い致します。



点検には、パロマの社員または「パロマ半密閉式湯沸器再点検業務委託証明書」を所持した委託会社社員がお伺い致します。

同社員が訪問の際は、社員証または右記委託証明書をお確かめいただきますようお願い致します。

【お問い合わせ窓口】株式会社パロマ 専用相談窓口

0120-314-552 受付時間：午前9時～午後6時（平日・土・日・祝日ともに）

○ 該当ホームページ

https://www.paloma.co.jp/important/info_repair/info_important/index.html